

道連  
第5回

## 理事会開催報告

5月11日(木)ホテルポルスター札幌にてリアル開催で吉田理事を議長に選出し、冒頭麻田会長挨拶ののち、以下の事項について平専務より提案され議決されました。

### 【議決事項】

- ①日本生協連総会代議員及び労働金庫総会代議員について
- ②日本生協連2023～2024北海道・東北地連運営委員推薦の件
- ③北海道農業・農村振興審議会委員推薦の件
- ④2023年度各種会費・役員派遣(案)について
- ⑤第1号議案 2022年度活動報告承認の件
- ⑥第2号議案 2022年度事業報告書及び決算関係書類の承認の件(剰余金処分(案)含む)
- ⑦第3号議案 2023年度活動計画及び予算決定の件
- ⑧第4号議案 役員報酬決定の件
- ⑨第5号議案 役員選任の件
- ⑩第6号議案 議案決議効力発生の件
- ⑪厚生労働大臣表彰推薦候補(案)の件



### 【審議事項】

- ①協同組合ネット北海道の23年度活動の件
- ②ほっかいどう若者応援PJスキームによる取り組みについて
- ③6月17日・21日海のクリーンアップ活動参加の件
- ④LPガス問題の取り組みの件

### 【報告事項】

- ①第67回道連総会の運営について
- ②一般活動経過報告
- ③2022年度第4回理事会議事録
- ④2023年度4月決算報告
- ⑤2022年度第3回監事会報告
- ⑥生活クラブ福祉基金への協賛及びNPO kacotamへの寄付、自然災害緊急募金(トルコ・シリア国境での大地震)の件
- ⑦北海道電力料金値上げ申請公聴会での意見陳述報告
- ⑧協賛・後援の件—(1)「議員ウォッチ47」への協賛 (2)農業ジャーナリストの会50周年講演会への後援
- ⑨北海道からの通知
- ⑩日本生協連北海道・東北地連報告

## ほっかいどう若者応援★学生プロジェクト活動

コロナ禍でコミュニケーションの場が少なくなっている大学生と、こども食堂のボランティア不足という2つの課題を一つにし、こども食堂運営サポートをテーマに社会貢献活動を行っている学生プロジェクト、この間の活動についてご紹介いたします。

1. 月次で開催している第5回ミーティング(5/10)が開催されました。4月に2期メンバー募集オンライン説明会を実施し、新たに13名が加わり総勢33名となり、今回のミーティングから参加。今回のミーティングの議題は6月以降の企画(夏祭り・国際交流企画)についてグループワークによる企画案の検討が行われ、今後具体化を進めていきます。



2. ほっかいどう若者応援★学生プロジェクトのホームページ・Instagramを開設しました。週次で行っている学生たちの活動の様子や、イベントでの運営サポートの様子等をアップしています、是非、ご覧ください。

<https://h-wakamono-ouen.amebaownd.com/>



今年の上川は、雪解けはとても早かったのですが、なかなか暖かにならない春となりました。上川学協は4月26日、上川教育会館に於いて第74期通常総代会を開催しました。事業報告・決算報告と議事を進める中で、前期2022年度の概要として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、団体・個人共にまだまだ消費意欲が低迷していたことが報告されました。その中でも、共同購入をはじめとする自主供給部門、指定店・生活燃料・その

他代行供給を合わせて127,203千円の事業実績となりました。しかし、施設老朽化に伴う修繕等の思わぬ出費が重なり、最終的には142千円の損失金を計上しました。次年度事業計画・予算に関して、今後とも定番商品の利用拡大、自主供給商品の開発をより一層進め、『上川学協組合員の横のつながりを活かした取組』を展開していくことを全会一致で確認しました。

第5回

WG  
ワーキンググループ

が開催され現行商慣行の問題点が共通認識に!!

～LPガス問題は着実に前進、実効性ある改革論議スタート～

5月11日、3月2日の第4回WGに続いて第5回WGが開催され、前回のWGでの消費者の主張を認める行政・事業者報告が行われ、WGの論議は現状の商慣行の問題点を巡る論議から、如何にして実効性あるLPガス販売の改革を推進・定着させるかの論議に一段前進しました。

#### ◆ 消費者の主張のポイントは

前回WGでの消費者は、①現行商慣行は、消費者に情報が十分に知らされていない・選択の自由がない状況で、本来建設会社やオーナーが負担すべき費用をLPガス料金に転嫁され、消費者がLPガス料金として支払っている現状は、「消費者被害」状況にあること ②2017年の液石法改正とガイドラインを守らせられなかった・守れなかった原因は何かの総括と対策が必要であること ③商慣行は正の取組はすでに何年もやってきているが変わらない、業界の浄化作用にもう期待できなく、罰則規定を含む法的処置が必要ではないか ④実効性確保に向けて、省庁間連携の推進強化、行政・業界・消費者の監視体制強化とWG継続開催で総合的検討が出来ないかについて主張してきました。

#### ◆ 大きな前進！ 行政・事業者から消費者の主張をほぼ認める発言が在りました。

前回の消費者の主張を受けて今回の行政報告は、①賃貸集合住宅の入居者は、LPガス事業者を選択する機会が事実上無いこと ②契約はLPガス料金の高低ではなく、無償貸与品の大小で、また交渉相手は賃貸集合住宅の入居者ではなく、オーナーや不動産管理会社の意向で決まり、それが消費者の利益につながらないという「歪み」が発生していると表現した報告がありました。残念ですが「消費者被害」との表現は在りませんでした。

事業者報告では、株式会社 TOKAI ホールディングスから、①ガス機器等の貸与がエスカレートしている事 ②問題点として「ガス料金の信頼性を損なうようなおそれが生じている事 ③自主的な取り組みや料金の透明化による改善では実効性が期待できないのも事実 ④検討の方向性として「法令による強制力を伴った措置が必要な状況に至っている」「関係省庁の連携による不動産事

業者に対する措置も併せて検討することが必要との報告がありました。

日本瓦斯株式会社の報告では、集合住宅における「無償機器問題」の項目で、①現状を「入居者にLPガス会社選択の自由なし ②入居者に十分なガス料金の説明なし ③入居者が高額なガス料金を負担」との現状認識の報告があり、要因として「競争環境の中で、過剰な条件闘争が横行し、ガス会社は供給を担保せざる負えない状況となっている。その結果、選択肢の無い入居者にガス料金で転嫁し、回収している。との報告内容でした。

#### ◆ 第5回WGを視聴した事務局コメント

①上記事業者報告の TOKAI さんと日本瓦斯さんは業界大手の事業者です。報告されたLPガス事業の悪しき商慣行は全国に広がっていると推測されます。 ②LPガス事業は、国民全世帯の30%以上が利用し、公共性が高く・重要な家庭用エネルギーです。従って関わる事業者には、高い公共性・コンプライアンス意識が求められます。しかし報告された事業者の発想と価値観は、「今だけ・自分だけ」の価値観です。消費者の知る権利や選択の自由の保障とはかけ離れた行動様式となっています。 ③また、行政の提起は、歯切れの悪さを感じます。この背景として、エネ庁が進めた2017年液石法改正は、結果として過大投資競争の激化を増長しましたし、司法の判断は他の法律との関係で「齟齬」があるとの判断です。14条書面交付を順守してきた事業者は、「お上の指示を守ってやってきたのになんだよ」と思い、他省庁からは「エネ庁の尻ぬぐいはご免だ」となっていると考えられます。

#### ◆ 今後の取組課題は

LPガスの悪しき商慣行は正の取組は、着実に前進していますが、2017年の液石法改正とガイドラインが守られなかった苦い経験があり、油断はできません。引き続き社会やマスコミへの訴えでLPガス問題の社会的認識を高めるとともに、省庁間連携や公正取引委員会への働きかけを強め、実効性ある商慣行は正に努めていきます。